

広島県警察本部公告第 130 号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 16 日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

1 調達内容

(1) 事業名

エアバス・ヘリコプターズ式 A S 3 6 5 N 3 型ヘリコプター（J A 1 1 H P）定期点検
（6 年／1 2 0 0 時間点検）整備業務

(2) 事業の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

契約した業者の指定する場所

(5) 入札方法

総額で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「60E 船舶・航空機の保守点検」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(5) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 20 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 7 号に規定する能力の認定を受けている事業場を有すること。

(6) 航空機製造事業法施行規則（昭和 29 年通商産業省令第 52 号）第 5 条第 2 号トに規定する区

分の事業について航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号）第 2 条の 2 の規定による許可を受け、同法第 9 条第 1 項本文に規定するエアバス・ヘリコプターズ式 A S 3 6 5 N 3 型の修理方法の認可を受けていること。

- (7) エアバス・ヘリコプターズ社（エアバス・ヘリコプターズ式 A S 3 6 5 N 3 型ヘリコプターの製造者）から点検整備について技術上の基準に適合する者である旨の認定を受けていること。
- (8) 社員としての経歴が 1 年以上有り、かつエアバス・ヘリコプターズ式 A S 3 6 5 N 3 プラスシリーズの 4 軸オートパイロット GSPD・MODE の飛行試験を行うことを、会社から認定されている操縦士が飛行試験を行うこととし、同等の資格を有する操縦士が 2 名以上いること。
- (9) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (10) 本件調達の公告日の 2 年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において「60E 船舶・航空機の保守点検」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目 9 番 34 号
広島県警察本部警備部警備課広島県警察航空隊
電話 (082) 228-0110 (内線 5915)

イ 交付期間

令和 8 年 6 月 16 日（火）から令和 8 年 6 月 24 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 6 月 24 日（水）午後 5 時 00 分

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第

99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年6月29日(月)までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年7月10日(金)午前11時00分

イ 場所

広島市中区基町9番42号

広島県庁舎東館 広島県警察本部18階会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者。ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「60E船舶・航空機の保守点検」の資格に限る。

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) (ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 電子契約の可否

不可

(7) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書(一般競争入札事務処理要領別記様式第 4 号の 2 の書式による。)の提出を求められたとき及び別記様式第 4 号の 3 (労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票)による確認調査が実施されたとき(再委託を行う場合は再委託先を含む。)は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(8) その他事項

入札説明書による。

6 問合せ先

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目 9 番 34 号

広島県警察本部警備部警備課広島県警察航空隊航空整備係

電話 (082) 228-0110 (内線 5915) ファクシミリ (082) 234-6109